

「身体障がい者等用駐車場の利用について」

徳 島 県

この身体障がい者等用駐車スペースは、「徳島県身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）制度」の趣旨に賛同した事業者が、協力事業者として設置しています。

本制度は、障がい者等の「移動に配慮が必要な方」「歩行困難な方」がこの駐車スペースを利用する際、車内に利用証を掲示することにより安心して利用できるようにし、駐車場の適切な利用を促進するものです。

既に利用証をお持ちの方は、車外からよく見えるようにルームミラーにつり下げて掲示してください（※有効期間にご注意ください）。

利用証をお持ちでない方や有効期間が過ぎている方で、次に記載する「利用証交付対象者」に該当する場合には利用証を交付します。

詳しくは末尾記載の問い合わせ先にご連絡ください。

身体障がい者等用駐車スペースは、「移動に配慮が必要な方」「歩行困難な方」が乗降しやすくなるよう、できるだけ区画幅を広く確保し施設出入口に近い位置に設置しています。

どうか、趣旨をご理解いただき、駐車場の適切な利用にご協力くださいますようお願いいたします。

○ 利用証交付対象者

次に該当する方で、歩行困難であるなど移動に配慮が必要な方

- ① 身体障がい者（障がい区分ごとに対象等級を定めています。詳しくはお問い合わせください。）
- ② 知的障がい者（療育手帳A）
- ③ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ④ 高齢者等（介護保険被保険者要介護度1以上）
- ⑤ 難病患者（特定疾患医療受給者）

- ⑥ 妊産婦（出産予定日から7か月前～産後1年間）
- ⑦ けが人（車いす・杖等使用者）

○ 問い合わせ先

徳島県保健福祉部障がい福祉課 社会参加・啓発担当
〒770-8570
徳島市万代町1-1
電 話 088-621-2237
ファクシ 088-621-2241



気づくこと、そこから始まるユニバーサル